

令和6年11月15日

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録

秩父広域市町村圏組合議会

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
説明のための出席者	4
職務のため出席した事務職員	5
開会・開議	6
議事日程について	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸報告	6
管理者提出議案の報告	7
管理者の挨拶	7
一般質問	9
議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	31
閉会	33

秩父広域市町村圏組合告示第88号

令和6年第3回（11月）秩父広域市町村圏組合議会定例会を、次のとおり招集する。

令和6年11月8日

秩父広域市町村圏組合
管理者 北 堀 篤

1. 期 日 令和6年11月15日（金）午前10時
2. 場 所 秩父市役所本庁舎4階議場

令和6年11月15日

秩父広域市町村圏組合議会定例会

秩父広域市町村圏組合議会定例会議事日程

令和6年11月15日午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 管理者提出議案の報告
- 第 5 一般質問
- 第 6 議案第18号 令和5年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 議案第19号 令和6年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）
- 第 8 議案第20号 令和6年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第2回）
- 第 9 議案第21号 消防救急デジタル無線設備整備事業に係る不法行為による損害賠償請求訴訟
の和解について
- 第10 議案第22号 財産の取得について（小型支援車）

児	玉		淳	事務局専門員兼 清流園所長
手	島		均	事務局専門員兼会計課長
黒	沢	武	徳	消防本部次長兼警防課長
鈴	木	和	行	消防本部専門員兼 予防課長
千	島		武	水道局次長兼 大滝・荒川事務所長
原	島		健	水道局次長兼 横瀬事務所長
井	上	昌	行	水道局技監兼浄水課長
浅	見		修	水道局技監兼工務課長
千	嶋		浩	契約検査課長
岩	田		聡	業務課長
引	間	宣	行	総務課長
石	渡	厚	志	指揮統制第1課長
八	木		修	経営企画課長
浅	賀	進	二	皆野・長瀬事務所長
権	頭	義	典	西秩父事務所長

職務のため出席した事務職員

濱	田	雅	之	書	記	長
横	田	真	一	書		記

午前10時00分 開会

○開会・開議

議長（新井利朗議員） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第3回秩父広域市町村圏組合議会11月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議事日程について

議長（新井利朗議員） 議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○会議録署名議員の指名

議長（新井利朗議員） まず、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において指名いたします。

3番 清野和彦 議員

4番 内田均 議員

5番 本橋貢 議員

以上3名の方をお願いいたします。

○会期の決定

議長（新井利朗議員） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○諸報告

議長（新井利朗議員） 次に、諸報告を行います。

まず、監査委員から例月出納検査及び定例監査の結果報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

この際、監査委員に説明を求めます。

鈴木監査委員。

（鈴木光一監査委員登壇）

鈴木光一監査委員 おはようございます。監査委員の鈴木でございます。

まず、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施いたしました例月出納検査の結果につきましてご説明申し上げます。

お手元に配付されております報告書は、本年6月から9月までのそれぞれの月末現在における一般会計及び歳入歳出外現金、また水道事業会計について検査を実施したものでございます。これらについて検査しましたところ、現金出納簿の各月末残高は、いずれも検査資料と符合し、正確に処理されておりました。また、各会計の現金につきましては、定期預金及び普通預金により保管されており、通帳、証書等の管理も適切に行われているものと認めました。

なお、本年9月末現在の一般会計及び歳入歳出外現金の残高は11億1,017万2,203円、水道事業会計の残高は44億8,293万984円であることを確認いたしました。

続きまして、決算審査につきましてご報告申し上げます。

令和5年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算及び政令で定める証書類等について、地方自治法第233条第2項及び同法241条第5項の規定に基づき決算審査を行い、意見書にまとめました。意見書につきましては、後ほどご高覧賜り、参考としていただければ幸いに存じます。

次に、地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施しました定例監査の結果につきまして、ご説明申し上げます。

去る10月21日に令和5年度及び令和6年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況等について監査を実施したものでございます。今年度は、事務局の業務課、秩父クリーンセンター、秩父環境衛生センター、し尿政策課、清流園、溪流園、小鹿野し尿処理センターを対象としました。監査の方法は、各課所に対してあらかじめ監査資料の提出を求め、監査当日に所属長から説明を聴取する方法でございまして、溪流園での実地監査も実施しました。その結果、各事務事業は関係法令、条例等に基づき適正に処理されているものと認められました。なお、監査結果の詳細につきましては、お手元に配付されております定例監査結果報告書を御覧いただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。

議長（新井利朗議員） 以上で諸報告を終わります。

○管理者提出議案の報告

議長（新井利朗議員） 次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

議案につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

○管理者の挨拶

議長（新井利朗議員） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

管理者。

(北堀 篤管理者登壇)

北堀 篤管理者 議員の皆さん、おはようございます。新井議長のお許しをいただきましたので、一言管理者といたしましてご挨拶をさせていただきますと存じます。

本日ここに、秩父広域市町村圏組合議会11月定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私とも大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、本組合の水道事業は、生活に不可欠なインフラであり、将来も安定的に運営できるように、経営及び技術基盤を強化する必要があります。現状では、全国的に都道府県や市町村で運営する上水道事業は経営悪化が深刻な状態にあります。地域の人口減少あるいは節水の普及で水の使用量が減っている上、高度成長期に整備した水道管などの更新も重荷となっております。水の供給が不安定になると、災害時はもちろん日常生活に大きな支障が生じることから、経営の安定化を図り、事業を持続可能な形にしなければなりません。

前回設置された水道事業経営審議会から、料金改定は平均17.91%の引上げにすることと答申をされましたが、住民生活や企業活動に及ぼす影響を最小限に抑えるため、答申どおりの料金改定を行わずに、令和3年4月1日に秩父市の料金体系に統一いたしました。このことにより必要とされた料金収入に届かない不足額は、令和7年度までの5年間に限り構成市町が負担し、補填することとしてございます。

昨今の物価高騰や賃金等の上昇による工事費の増大、さらには電力価格高騰による施設や設備の運転経費の増大により、厳しい経営状況となっております。さらには、人口減少等に伴う水需要の減少などから、水道料金収入の減少が見込まれる中で、健全な経営を維持し、かつ山積する課題に対処することが必要不可欠でございます。

このような中、経営環境の変化を踏まえた投資、財政のバランスを見直すに当たり、3月に水道事業経営審議会に水道料金の改定について諮問したところでございます。現在まで第5回審議会を実施し、料金の体系検討、料金体系変更に伴う影響などの検討をいただいております。答申をいただきましたら、議員の皆さまに速やかにご説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、本日執行部でご提案をいたします議案の概要についてご説明をさせていただきます。本定例会でご審議いただきます議案は5件でございます。

まず、議案第18号 令和5年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を得たいため提出するものでございます。

議案第19号 令和6年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）につきましては、令和5年度一般会計決算に係る繰越金の確定に伴う歳入補正のほか、人件費及び事業費に係る歳出の補正を行いたいものでございます。

次に、議案第20号 令和6年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第2回）につつま

しては、負担金、委託料、工事請負費等の追加計上及び予定額の見直し、また継続費の増額、実施期間及び年割額の見直し、令和7年度実施事業の一部についてゼロ債務負担行為の設定に係る補正を行いたいものでございます。

次に、議案第21号 消防救急デジタル無線設備整備事業に係る不法行為による損害賠償請求訴訟の和解につきましては、和解するため地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めたいものでございます。

次に、議案第22号 財産の取得につきましては、秩父消防署、東、西、南及び北分署に配備する小型支援車4台の取得について、秩父広域市町村圏組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第3条の規定により、議会の議決を求めたいものでございます。

以上、議案の概要につきまして申し上げましたが、詳細につきましては担当者から説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

各市町の12月の議会定例会、また年末を控え何かとお忙しい時期になってまいります、議員の皆様にはご自愛をいただき、ご健勝にて秩父圏域の発展のためにご活躍いただきますことをご祈念申し上げ、管理者としての挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

○一般質問

議長（新井利朗議員） これより一般質問を行います。

お手元に配付してございます一般質問通告一覧表に従いまして、発言を許します。

発言に入る前に一言申し上げます。質問者においては、その内容を端的に述べられ、質問と答弁を含めて60分以内となっておりますことに、特にご留意くださいますようお願いいたします。また、これに対する答弁も要点を簡明に述べられるようお願いをいたします。

それでは、発言を許します。

3番、清野和彦議員。

（3番 清野和彦議員登壇）

3番（清野和彦議員） 皆様、おはようございます。秩父市議会から選出の3番、清野和彦です。それでは、早速通告に従いまして、質問に移らせていただきます。

1、消防業務について。（1）、消防指令業務の共同運用について。消防指令業務の共同運用は、複数の消防本部が共同で消防指令センターを整備し、複雑かつ多様化する消防需要に広域的に対応、さらに質の高い消防指令業務を展開するとともに、消防行財政の合理化並びに効率化を図り、消防指令に関する事務を共同で管理、執行することを目的とするものです。過日、当組合議会の行政視察をさせていただいた多野藤岡広域市町村圏振興整備組合においては、現在藤岡市、上野村、神流町、高崎市吉井町からの119番通報については、高崎市広域消防局内に設置された県北西部6消防本

部で共同運用を行っているたかさき消防共同指令センターで受付をし、通報内容、災害規模に応じて各地域を管轄する消防隊、救急隊に出動指令を出すという仕組みになっているということです。今後の秩父広域市町村圏組合における消防業務を考えると、同様な消防指令業務の共同運用を検討することが望ましいのではないのでしょうか。

質問ですが、消防指令業務の共同運用について、我が組合としてはどのように対応していくことが望ましいと考えるか伺います。

(2)、職員の休暇と人員配置について。秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例では、その休暇の種類として、第11条に職員の休暇は年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、子育て時間及び組合休暇とするとあります。そのうち年次有給休暇については、その第12条において20日間と定められています。令和6年2月の組合議会の定例会での私の一般質問で指摘したとおり、秩父広域市町村圏組合の消防業務において、北、西、南分署での交代勤務の職員の皆様の仕事は、実質は毎日勤務者の2日分となりますので、その必要延べ人数は年間で5,110日分になります。この総量を1名の職員における週休や国民の休日、年次有給休暇、夏季休暇など本来取るべき休みを差し引いた勤務できる日数である217日で割ると、必要人数は23.54名となります。この人数は、北、西、南分署にそれぞれ現在配置されている交代勤務の職員数22名と比較すると1.54名の不足となっております。このように実際に人員の配置が不足していると考えられる状況の中で、さらに訓練や研修、出張などにより当直人員に加われないことも頻繁にあることを含めると、実際に職員の皆様は条例に定められている休暇を取ることができているのか疑問が生まれます。

質問ですが、現在交代勤務の職員をはじめとする消防職員の皆様におかれましては、条例に定められた日数の休暇を取得できているのか確認いたします。また、職員の休暇の取得と以前から指摘されている人員の配置について、どのように対応がなされることが望ましいと考えるか伺います。

大きな2番、広域連合について。過日の当組合議会の行政視察を行った上田地域広域連合は、一部事務組合とは異なる広域連合という制度から成る機構でありました。広域連合は、様々な広域的ニーズに柔軟かつ効率的に対応するとともに、権限移譲の受入体制を整備するため、平成7年6月から我が国で施行されている制度であります。広域連合は、都道府県、市町村、特別区が設置することができ、これらの事務で広域にわたり処理することが適当であると認められるものに関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、総合的かつ計画的に広域行政を推進するものとされています。今後の社会の変化に対応するために、秩父地域においても様々な広域行政の可能性を模索する必要があると考えますが、各市町村の事務を共同処理するという点で、一部事務組合で共通点がある広域連合について、組合としてはどのようなものであると認識しているのか伺います。

壇上での質問は以上となります。再質問は質問席にて行わせていただきます。

議長（新井利朗議員） 3番、清野和彦議員の質問に対する答弁を求めます。

消防長。

(加藤好一消防長登壇)

加藤好一消防長 清野議員のご質問、(1)、消防指令業務の共同運用についてのご質問にお答えします。

初めに、消防広域化の背景についてご説明いたします。人口減少や高齢化に伴う自治体の財政状況を見据えるとともに、災害の激甚化、多様化等の消防を取り巻く環境の変化に対応するため、消防体制の効率化や基盤強化が必要と判断し、平成6年に総務省消防庁が都道府県に対し、消防広域化基本計画を策定するよう通知がされました。この通知により、全国で消防の広域化を推進していくことになりました。

その後、市町村の消防の広域化に関する基本指針が示されましたが、全国的に消防の広域化が進まないことから、総務省消防庁は広域化に関する基本指針等の一部改正をして、事務の一部の連携、協力により消防力の充実につながる方策として、消防指令業務の共同運用が盛り込まれました。

消防指令業務の共同運用について、近県の状況を見ますと、群馬県では県北西部を管轄する6消防本部が共同で、たかさき消防共同指令センターを平成28年4月に運用を開始、茨城県では20消防本部が共同で、いばらき消防指令センターを平成28年6月に運用を開始、千葉県では北東部、南部を管轄する20消防本部が共同で、ちば消防共同指令センターを平成25年4月に運用開始、さらに北西部を管轄する10消防本部が共同で、ちば北西部消防指令センターを令和3年2月に運用を開始しております。

埼玉県内の状況を見ますと、埼玉西部消防局、坂戸鶴ヶ島消防本部、比企広域消防本部、西入間広域消防本部の4消防本部が共同で埼玉西部地域消防指令センターを令和6年4月に運用を開始、越谷市消防局、三郷市消防本部、吉川松伏消防本部、春日部市消防本部、草加八潮消防局の5消防本部が令和8年の運用開始を目指して、令和5年5月に東埼玉消防指令業務共同運用協議会を設置して協議を重ねているところです。

当消防本部の消防指令業務の共同運用に対する取組ですが、令和3年10月に埼玉県危機管理防災部消防課より、埼玉県北部地域の5消防本部による消防指令業務の共同運用に関する勉強会参加の提案がありました。この勉強会に参加するに当たり、管理者、副管理者及び各理事に消防指令業務の共同運用について説明を行うとともに、当消防本部として推進していきたい考えをお伝えし、ご理解をいただきました。

その後、消防指令業務の共同運用に関する勉強会や意見交換会などを行っております。各消防本部とも消防指令業務の共同運用は重要であると認識しているものの、消防指令システム及び消防救急無線機器の更新整備時期の違いがあるなどの理由から、具体的な状況が見えないものとなっております。

消防指令業務の共同運用を行うことは、大規模災害発生など災害情報の一元化、隣接消防との迅

速な応援体制の構築で消防力の強化につながることや、消防指令システムの整備費や維持管理費の削減も期待ができることから、将来の消防財政に与える効果が大きいと認識しているところです。当消防本部としては、引き続き消防指令業務の共同運用に関する勉強会や意見交換会に参加し、消防指令業務の共同運用の推進に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、（２）、職員の休暇と人員配置について順次お答えいたします。職員の年次有給休暇の日数は、秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例で、一般的職員に付与される日数は20日を超えない範囲内で定められております。当消防本部の年次有給休暇平均取得日数を過去5年で見ると、令和元年が10.4日、令和2年が12.1日、令和3年が11.2日、令和4年が10.9日、令和5年が10.5日で、いずれの年も付与日数の20日に達していない状態です。参考として、令和5年の埼玉県北部の5消防本部の年次有給休暇平均取得日数は10.6日、埼玉県内26消防本部の年次有給休暇平均取得日数は12.6日となっております。その内訳として、最も低い消防本部は7.7日、最も高い消防本部は18日となっております。

続いて、年次有給休暇の取得と職員の配置をどのように対応するのが望ましいかについてですが、当消防本部の現状として、年次有給休暇付与日数の20日を取得できておりません。24時間勤務をする職員に負担をかけ、職員の頑張りで火災、救急、救助活動の消防事業が継続できているものと思っております。職員の負担軽減に向けた働きやすい環境をつくることは大切だと思っております。財政面など多角的に物事を考えるとともに、秩父広域市町村圏組合全体の状況を考慮しながら関係部局と協議をしてみたいと思っております。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 事務局長。

（野澤好博事務局長登壇）

野澤好博事務局長 3番、清野議員のご質問のうち、2番目の広域連合についてお答えをいたします。

各市町の事務を共同処理するという点で、一部事務組合と共通点がある広域連合について、組合としてはどのようなものであると認識しているかのご質問にお答えいたします。住民の日常の生活圏は、交通や情報通信手段の発達や経済活動の活発化に伴い、現在市町村の区域を超えて拡大しております。これにより、個々の市町村の行政区域を超える様々な住民ニーズが生じ、また個々の市町村で対応しては効率性や総合性の観点から無駄が多い行政分野も多くなっていることも実情でございます。

このため、従前より複数の市町村が連携した上で、これらの課題に対応する例が数多く見られますが、このような個々の市町村の枠組みを超えた行政の取組を広域行政とし、地方自治法上、一部事務組合や広域連合が制度化されております。一部事務組合につきましては、ご承知のとおり、2つ以上の地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために協議により規約を定めて設置する事務の共同処理機構たる法人格を有する特別地方公共団体であります。一方、広域連合制度につ

きましては、多様化している広域行政需要を的確に対応するとともに、かねてからその必要性が指摘されてきました国等の権限の受入体制として、平成6年の地方自治法の一部改正により、その制度化が図られたものでございます。

市町村などの区域を超える広域的な行政需要への対応には、事務の共同処理のための制度が従来から幾つか活用されてまいりましたが、その中心的な役割を担う一部事務組合制度については、1点目に国または都道府県から直接に権限の移譲が受けられないこと、2点目に所掌事務を含む規約の変更に自らのイニシアチブが発揮できないこと、3点目が広域にわたる計画の作成が要件とされおらず、仮に作成したとしても、その実効性を法的に担保する制度が設けられていないことなどの限界が国の第23次地方制度調査会等において指摘されておりまして、これらの制度的な限界を克服するために、国等の権限の受入体制となり得るものとして広域連合制度が設けられたものでございます。

この広域連合につきましては、一部事務組合と同様の手続により、法人格を有する特別地方公共団体として、地方公共団体の事務で広域にわたり処理することが適当な事務に関し、1点目に広域にわたる総合的な計画の策定、2点目に広域にわたる総合的な計画の実施のために必要な連絡調整、3点目に事務の一部について広域にわたる総合的かつ計画的な処理、これら以上3点の趣旨に合致するものであれば、基本的には広域連合が処理することができる事務についての制限はございません。この広域にわたり処理することが適当な事務につきましては、重複しますが、地方公共団体がそれぞれ単独で処理するよりも、他の地方公共団体と協力して広域連合を設置し、その事務に当たらせることが適当と認められるもので、基本的には広域連合を組織しようとする地方公共団体が住民福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から判断すべきとされております。

したがいまして、広域連合を組織する団体は、必ずしも相互に共通する同一の事務を広域連合に処理することとさせなければならないわけではなく、広域にわたり処理することが適当であると認められる限り、全く同一の事務でなくても構わないとされております。さらには、一部事務組合と比較して国、都道府県等から直接に権限等の移譲を受けることができることや、普通地方公共団体と同様の直接請求制度が認められております。また、その区域の住民の意思が広域連合の行政に十分に反映されるよう、議会の議員及び長の選出についても、選挙の方法を直接選挙または間接選挙に限定することとし、充て職を認めないこととされているなどの相違点があると認識しております。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 3番、清野和彦議員。

3番（清野和彦議員） 各般にわたり、ありがとうございました。それでは、少し確認などしながら質問またさせていただきたいと思っております。

まず、大きな2番の広域連合について、ありがとうございました。いろいろお調べいただきまして、私も正直この間の組合の議会の視察まで、ほとんどこの広域連合という制度について理解が足

りていなかったなと思いますので、埼玉県でも人づくりであったりとか後期高齢者医療などに関しては既に広域連合だったのですが、私がこの間上田に行って驚いたのは各エリアごと、秩父でいったら秩父地域に当たるのですけれども、そういったところで広域連合制度をつくって、私たちの一般的な考えだと、この地域ですと一部事務組合があつて、それぞれ共通事務を行うわけですけれども、そういったところだけでなく、ちょっと拝見しますと道路行政であったりとか、いわゆる公営の施設の経営であったりとか、そういったものも広域連合でされているということで驚きを感じました。これは長野県の、もしかしたら方向性としてこういったかじ取りをする時期もあったのかと思いますが、今回取り上げさせていただいたのは、今後先ほども申し上げましたけれども、さらに人口減など社会変化の中で広域処理すべき事業が増えてくるかもしれないと思いますと、こういったことも研究していく必要があるのかなと思ひまして、今回はあえて質問に上げさせていただきました。こちらについては特段再質問はございません。どうもありがとうございました。

1番の消防業務について、消防長、ありがとうございます。まず、共同運用についてですけれども、今までの国の経済であったりとか実際広域化を国では進めていこうと思ったけれども、やはりなかなかうまくいかないというところで、まず一部事務の共同運用の中に、こちらの指令業務の共同運用があつて、それがだんだんとこの関東地域でも群馬、茨城、千葉と進み、さらに埼玉県の中でも事例が1つはもう既に共同指令センターができて、もう一つは今後のために協議会が設置されているというところで、だんだんと歩みはそれぞれですけれども、進んできているなど感じました。私たちの北部に関して、令和3年10月から勉強会開催されているということで、その後も意見交換会など開催されているということを確認することができました。こちらやはりこれはもしかしたら水道とか細かい議論なのかもしれませんけれども、今完全に広域化することは全体的に難しかったりしても、やはりできるところから一部事務を共同していくということは、先ほど説明されたように財政の影響も大きいと思いますし、今後あるべき姿かと思ひますので、ぜひ積極的にそちららに向かえるように、様々な調整が必要かと思ひますが、ご協力いただければと思ひます。こちらについても再質問はございません。ありがとうございました。

最後、職員の休暇と人員配置について、こちら細かい数字をありがとうございます。大変実情がイメージできるご回答をありがとうございます。また、秩父地域のみならず北部や県の現状も伺わせていただきました。こちらの20日間を超えない範囲という有給休暇でございますけれども、実際秩父でも大体半分から半分ちょっと、10日から12日ぐらいで推移していると、北部地域は10日ぐらい、11日以下ということですから、大体この辺が秩父と同じなのだろうなと思ひました。全県的には12.6日ということで、7.7日から18日まで差はありますけれども、中にはかなり有給休暇が取れているというような消防本部ですか消防署もあるのだなということが分かりました。これお話を聞いて私が思ったのは、秩父だけではないのですけれども、テーマなのかなと思ひました。どこもなかなか厳しい中で、ただ皆様の命を支え、財産を守るため、消防署の職員の皆様が頑張ってください

っているということを感じました。

そんな中で、先ほど説明もありましたけれども、やはりそういった大事な仕事でありますから、可能であればこれは規定されたとおりに休暇が取れるのがふさわしいというところで、組合の中でもいろいろ悩まれているということを感じた次第であります。こちらこれからの変動もありますけれども、管理者である北堀市長にこちらの消防業務については伺いたいと思っております。消防署の皆様は、本当に私たち住民の命と財産を守る重要な役割を担われておりまして、その皆様の働き方とか休暇がどう取れるかということは、これは直接的に私たちの暮らしに結びつくことであり、そこに対してやはり無責任ではいけないのではないかなと考えている次第です。本日この1と2の消防と広域連合を聞かせていただきましたけれども、特にこの5つの消防業務について管理者の北堀市長にお考えがあれば伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（新井利朗議員） 管理者。

（北堀 篤管理者登壇）

北堀 篤管理者 清野議員の私に対する質問にお答えさせていただきます。

消防指令業務の共同運用につきましては、大規模、広域災害などの新たな情勢変化の対応、消防指令システムの整備費及び維持管理費の削減も期待される中において、全国各地で消防指令の業務の共同運用が開始されていることや、あるいは埼玉県内においても埼玉西部地域消防指令センターが令和6年4月に運用が開始されたこと、さらに東埼玉では消防指令業務の共同運用に向けた協議会が設置されていることは認識してございます。秩父消防本部が消防指令業務の共同運用の勉強会等に参加をし、推進していくことについては、管理者として理解を示したいと考えております。

次に、職員の休暇に関することについてでございますが、職員が年次有給休暇を取得することは、心身の疲労回復やモチベーションの向上の維持につながり、消防、救急活動をより一層充実させることが期待できるところでございます。消防は、ご承知のとおり24時間勤務でございまして、火災、救急、救助活動に当たる職場として、適切な労働環境を維持し、魅力ある職場となるよう、引き続き取り組んでいきたいというふうに思っております。また、私自身が県議会議員当時、埼玉消防庁、東京消防庁と同じように、埼玉県として全国一律で埼玉消防庁というものの構想がございました。それに向けた取組の一環だというふうに認識してございますし、そういう中ではなかなか時間もかかったようでございますが、一部始まったということと、そして将来的には消防団、地域消防団が減少していく、その中で補填できるのがやはりそこは常備消防の充実だというふうに思っております。消防が東京は3交代、そしてまた秩父消防署の勤務時間は2交代ということでございますので、理想は3交代にできればいいのですが、その中には財政的な問題もございますので、前向きに今後消防長とも担当者とも協力して検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長（新井利朗議員） 3番、清野和彦議員。

3番（清野和彦議員） 管理者、ありがとうございました。

本日取り上げさせていただきましたもの、消防職員の皆さんの休暇と、それに直接的につながる人員配置については、なかなか難しいテーマでもあると思いますが、やはりこの地域の皆様の命と財産を守るためにも、今後少しでも改善されることを願ひまして、本日の一般質問を終わりにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（新井利朗議員） 3番、清野和彦議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

○議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（新井利朗議員） これより議案審議に入ります。

議案第18号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

会計管理者。

（小林雅子会計管理者登壇）

小林雅子会計管理者 議案第18号 令和5年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定についてのご説明を申し上げます。

決算書の1ページ、令和5年度一般会計歳入歳出決算一覧表を御覧ください。一番上の表に記載しておりますように、歳入額は42億378万4,629円、歳出額は39億6,529万6,112円で、歳入から歳出を差し引いた差引残額は2億3,848万8,517円でございます。このうち繰越明許費が1,173万5,000円でございますので、令和6年度へ繰り越す実質収支額は2億2,675万3,517円でございます。令和4年度と比較いたしますと、歳入額は6億8,561万1,826円の増額、歳出額は7億3,955万6,583円の増額となっております。

歳入歳出とも増額となった主な理由は、3点ほどございます。1点目は、令和5年4月からし尿処理事業を組合共同処理事業としたことに伴う歳入第1款分担金及び負担金、歳出第4款衛生費の増加でございます。2点目は、救助工作車整備事業により救助工作車を購入したことに伴う歳入第6款組合債、歳出第5款消防費の増加でございます。3点目は、1億5,000万円の寄附金を受け、それを消防救急基金に積み立てたことにより歳入第8款寄附金、歳出第7款諸支出金が増加したものでございます。

次に、8、9ページを御覧ください。一般会計歳入歳出決算事項別明細書の歳入でございます。決算額につきましては、収入済額欄、備考欄の金額でご説明申し上げます。

まず、第1款分担金及び負担金は31億1,576万9,000円でございます。全額構成市町からの負担金で、組合規約に定められている負担区分に従い、年3回に分けて納めていただいております。歳入

決算額に占める割合は74.12%でございます。

なお、第4目清掃費負担金のうち、し尿処理事業分は10、11ページ上段に記載のとおり、3億9,476万8,000円でございます。また、第5目消防費負担金には、秩父消防本部庁舎空調改修工事に係る令和4年度からの繰越明許費分が含まれております。

同じページの中段、第2款使用料及び手数料は3億8,154万2,529円で、このうち第2項手数料が3億5,368万5,379円でございます。主な収入は、第1目清掃手数料、第1節廃棄物処理手数料の2億9,281万890円と、第3節し尿処理手数料の5,962万7,139円でございます。使用料及び手数料の92.37%を占めております。

下段の第3款財産収入は165万7,813円で、12、13ページ上段でございますように、土地、建物の貸付収入が主なものとなっております。

第4款繰越金は2億6,950万4,274円で、令和4年度からの繰越金でございます。

第5款諸収入は1億3,293万7,013円で、このうち第2項雑入が1億3,290万4,877円でございます。主な収入は、下段でございますように、秩父クリーンセンター売電収入7,633万2,199円と秩父環境衛生センター及び秩父クリーンセンターの有価物売却代5,067万8,403円で、諸収入の95.54%を占めております。秩父クリーンセンターにおける令和5年度の発電実績は、発電設備を年間347日運転し、発電電力量は980万9,450キロワットアワーでございます。このうち秩父クリーンセンター内で使用した電力量を除いた509万8,883キロワットアワー分が売電収入となっております。また、有価物売却代金の主なものは、カン類、紙類、アルミガラ、銅線類、ペットボトルなどでございます。

14、15ページ中段でございます指定ごみ袋広告掲載料（業務課）50万1,600円につきましては、新たな自主財源の確保のため、指定ごみ袋外装袋への有料広告の掲載を実施したものでございます。

続きまして、下段、第6款組合債は1億5,145万円でございます。消防費に係るもので、令和5年度消防自動車整備事業債として救助工作車整備事業へ1億3,060万円を借り入れたものと、令和4年度の秩父消防本部庁舎空調改修工事が令和5年度へ繰り越されたことに伴い、その財源とするため2,085万円を繰越明許費としたものでございます。

第7款県支出金は92万4,000円で、新型コロナウイルス感染症患者等移送負担金75万9,000円と、5類感染症となった以降も救急搬送等における感染拡大防止対策に資するための、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金16万5,000円でございます。

第8款寄附金の1億5,000万円は、株式会社バルク様から消防車両等の購入を目的とした寄附を受けたものでございます。

歳入合計は、予算現額41億8,595万円、調定額、収入済額ともに42億378万4,629円で、収入未済額はございません。

続きまして、歳出でございます。16、17ページを御覧ください。決算額は、支出済額欄、備考欄の金額でご説明申し上げます。

第1款議会費の262万5,440円につきましては、議員報酬、議会行政視察に伴う調査旅費やバス借上料及び定例会、臨時会の会議録調製業務委託料が主なものでございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は1億5,210万1,583円でございます。このうち職員の給料、職員手当等、共済費に係る人件費は、合計で1億1,657万8,614円でございます。

18、19ページを御覧ください。第12節委託料1,826万3,956円の主な支出は、財務会計、人事給与システム等各システムの保守業務に係るもの、情報系ネットワーク機器更新業務委託料及びノート型パソコン初期セットアップ業務委託料でございます。

第13節使用料及び賃借料716万8,508円の主な支出は、財務会計、人事給与システム等、各システムの使用料と職員に貸与しているノート型パソコンのリース料でございます。

第18節負担金、補助及び交付金64万636円の主な支出は、20、21ページ上段に記載しております契約検査課の埼玉県電子入札共同システム利用に係る負担金でございます。

第2項監査委員費の16万2,380円は、主に例月出納検査、決算審査、定例監査に係る監査委員報酬でございます。

第3款民生費、第1項福祉費、第1目介護認定審査会費の5,447万680円は、介護認定審査会業務に係る経費で、第1節報酬1,371万1,000円は、審査会委員の審査会及び研修会への出席に対する報酬でございます。職員に係る人件費は、2,943万1,386円でございます。

第12節委託料の464万9,920円、第13節使用料及び賃借料の457万5,940円は、介護認定審査会システムに係る経費でございます。令和5年度はシステム改修の該当年度であったため、改修業務の委託を行いました。また、タブレット端末を借り上げて審査会委員に貸与することにより、審査会資料を紙配付からデータ送信とし、電子化を図ったものでございます。

次に、22、23ページを御覧ください。第2目自立支援審査会費の1,212万8,349円は、審査会委員報酬及び職員の人件費などでございます。

続きまして、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目結核予防費、第12節委託料の1,745万6,560円は、圏域住民など5,928人分のエックス線撮影業務委託料及び読影業務委託料でございます。

第2目循環器検診費、第12節委託料の630万3,880円は、圏域内市町の小中学生を対象とした心臓検診業務委託料でございます。

第3目救急医療施設費、第12節委託料の2,297万5,150円は、初期救急医療体制確保のため、秩父郡市医師会及び皆野病院に業務委託をしたものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金の3,512万円は、二次救急医療体制確保のため病院群輪番制を担う秩父病院、秩父市立病院、皆野病院の3病院に対する運営助成としての補助金でございます。

第4目斎場費は8,982万807円でございます。会計年度任用職員を含む職員に係る人件費は2,007万5,064円でございます。

24、25ページを御覧ください。第12節委託料3,791万6,683円の主な支出は、火葬炉運転等業務委

託料2,354万円のほか、施設に係る清掃、保守点検等委託料やLPガスメーター交換業務委託料で
ございます。LPガスメーター交換業務につきましては、場内で火葬用及び空調用燃料としておりま
すLPガスのメーターが法律に基づく使用有効期限を迎えるため、委託により実施したものでござ
います。

第13節使用料及び賃借料535万3,232円の主な支出は、施設の敷地賃借料399万6,408円でご
ざいます。

下段、第2項清掃費、第1目清掃総務費は7,753万6,770円でございます。このうち職員に係る人
件費は2,545万2,926円でございます。

26、27ページを御覧ください。第10節需用費、消耗品費2,728万1,131円のうち主なものは、有料
指定ごみ袋製作購入費の2,710万7,549円でございます。

第12節委託料1,920万5,594円の主な支出は、廃棄物処理手数料収納委託料の1,916万9,485円でご
ざいます。廃棄物処理手数料収納委託料は、有料指定ごみ袋の販売店に対し、納入金額の13%を販
売取扱委託料として支払うものでございます。

第2目クリーンセンター費は5億6,266万7,694円となっております。このうち、会計年度任用職
員を含む職員に係る人件費は4,105万2,560円でございます。

28、29ページを御覧ください。第12節委託料4億3,053万7,168円の主な支出は、クリーンセンタ
ー運転管理業務、各設備機器点検整備業務、焼却灰再資源化処理業務及びばいじん等資源化業務に
係る委託料でございます。

次に、30、31ページを御覧ください。第3目環境衛生センター費は1億5,342万273円でご
ざいます。このうち職員に係る人件費は2,982万224円でございます。

第12節委託料1億330万3,209円の主な支出は、廃棄物受入管理資源化業務委託料8,824万2,000円
でございます。これは、秩父環境衛生センター最終処分場の延命化対策として、資源の再利用を図
りながら埋立て量を極力少なくしているものでございます。

次に、32、33ページを御覧ください。下段、第4目廃棄物収集費、第12節委託料の2億2,294万
8,000円は、収集範囲を吉田・大滝・荒川地区を除く秩父市分と秩父市吉田・大滝・荒川地区及び横
瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町分として2業者へ収集業務を委託しているものでございます。

続きまして、第5目し尿総務費、第6目清流園費、第7目溪流園費、第8目小鹿野し尿処理セン
ター費でございます。これらは、令和12年度からの新し尿処理施設の供用開始を目標とし、現し尿
処理施設の統合に向けて、令和5年4月から組合に移管され共同処理が始まったものでございま
す。

改めまして、32、33ページを御覧ください。まず、第5目し尿総務費は2,464万717円でご
ざいます。このうち職員に係る人件費は2,348万7,878円でございます。

次に、34、35ページを御覧ください。第6目清流園費は2億1,321万3,693円でございます。この
うち職員に係る人件費は4,967万5,357円でございます。

第10節需用費、修繕料は3,993万7,723円でございます。前処理機、脱臭設備点検修繕などを実施したものでございます。

第12節委託料6,112万4,193円の主な支出は、し尿収集運搬業務委託料4,715万9,304円でございます。

次に、36、37ページを御覧ください。第7目溪流園費は8,194万2,350円でございます。このうち職員に係る人件費は、2,804万2,284円でございます。

第10節需用費、修繕料は1,144万6,080円でございます。溪流園の機器類修繕などを実施したものでございます。

第12節委託料2,491万5,814円の主な支出は、し尿収集運搬業務委託料1,503万4,589円でございます。

続きまして、38、39ページを御覧ください。第8目小鹿野し尿処理センター費は8,693万8,205円でございます。このうち職員に係る人件費は1,931万2,557円でございます。

第12節委託料2,484万5,400円の主な支出は、運転管理業務委託料2,178万円でございます。

40、41ページを御覧ください。第14節工事請負費の674万3,000円は、焼却設備脱臭炉内耐火物等更新工事及び浄化槽汚泥用遠心徐渣機オーバーホール工事を実施したものでございます。

中段、第5款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費は14億308万7,259円でございます。このうち職員に係る人件費は13億3,828万8,476円で、消防費全体の81.55%を占めております。

42、43ページを御覧ください。第12節委託料637万4,360円の主な支出は、職員健康診断業務委託料224万2,890円など、消防職員の健康保持を図るものや、救急救命士病院研修委託料100万円など、救急救命に関わる資質向上を図るものでございます。

第13節使用料及び賃借料は378万2,464円で、その主な支出は総務省派遣職員宿舍賃借料194万円でございます。

第18節負担金、補助及び交付金は826万6,800円でございます。主な支出は、埼玉県消防学校研修負担金144万2,680円、秩父郡市救急告示病医院会等交付金100万円及び救急救命士研修負担金401万2,000円でございます。

44、45ページを御覧ください。第2目消防施設費は2億3,799万5,671円でございます。

第12節委託料2,796万9,062円の主な支出は、高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備保守点検業務委託料2,398万円でございます。

第13節使用料及び賃借料1,020万1,640円の主な支出は、消防本部庁舎敷地賃借料883万5,000円でございます。

第14節工事請負費2,085万円は、消防本部庁舎空調改修工事でございます。総工事費3,355万円のうち、前払金を除いた残額が令和4年度から令和5年度へ繰越しとなったものでございます。工事完成により本部庁舎の環境を整えることができました。

第17節備品購入費 1億4,270万9,600円の主な支出は、令和5年度の主要事業に位置づけた事業として車両整備計画に基づき秩父消防本部本署特別救助隊が運用する救助工作車を購入した費用の1億4,190万円でございます。

第6款公債費の3億5,244万3,458円は、組合債の元利償還金でございます。

第7款諸支出金は1億5,499万9,999円でございます。46、47ページを御覧ください。諸支出金のうち499万9,999円は、公共施設整備基金に積み立てたものでございます。また、1億5,000万円は、株式会社ベルク様からの寄附金を、そのご意向に基づき消防救急基金に積み立てたものでございます。

8款予備費の支出はございませんでした。

歳出合計は39億6,529万6,112円ございました。

以上が令和5年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の概要でございます。この決算につきましては、組合監査委員の審査を受け、決算審査意見書をいただいているところでございます。主要な施策の成果報告書と併せてご提出申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

1番、小松穂波議員。

1番（小松穂波議員） 1番、小松でございます。私のほうから大きく分けて3点質問させていただきます。

まず1点目、歳入になります。15ページ、こちら諸収入の雑入になります。こちらの指定ごみ袋広告掲載料（業務課）の50万1,600円、先ほど自主財源確保のためということでお話を伺いました。この詳細について、まずお聞きします。これが1点目です。

それで、2点目になります。こちらはページ数で19ページ、今度は歳出です。そして、こちら43ページにもございます。まず、19ページが総務費の総務管理費の一般管理費から委託料になります。職員ストレスチェック業務委託料10万1,420円、そして43ページ、こちら消防費の中の常備消防費です。同じく職員ストレスチェック業務委託料になります。こちらの委託しておりますチェック内容とチェック結果、そしてその後の対処などについてお聞かせください。

そして、大きく3点目になります。こちらが54ページになります。財産に関する調書から、こちら54ページからになります。畑、山林、原野、こちらは前年度末の現在高に比べまして面積が増えています。こちらの理由についてお聞かせ願います。よろしく願いいたします。

議長（新井利朗議員） 業務課長。

(岩田 聡業務課長登壇)

岩田 聡業務課長 1番、小松議員のごみ袋の広告の詳細についてご質問がございましたので、お答え申し上げます。

先ほど会計管理者から説明がありましたとおり、自主財源の確保の目的ということで、令和5年度事業としまして初めてこの広告の募集を行ったものでございます。令和6年度今年度の製作分の指定ごみ袋、既に皆様方のお手元のほうに販売されているかと思いますが、そのごみ袋、可燃ごみのみなのですが、その外装袋の中央部分に広告を掲載させていただきました。具体的には、可燃ごみの大型、中型、小型のこの3種類でございます。なお、広告の掲載対象の選定方法でございますけれども、入札を行いまして広告主の決定を行っております。入札の結果、こちらにも既に広告に載っていますので、ご存じかと思いますが、小鹿野町に本店を有する有限会社中野設備が50万1,600円で落札をしております。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 管理課長。

(濱田雅之事務局次長兼管理課長登壇)

濱田雅之事務局次長兼管理課長 1番、小松穂波議員の質問のうち、管理課が所管しますメンタルヘルスの関係のご質問にお答えいたします。

まず、職員の現状のメンタルヘルスの確認と不調になることの未然防止のため、全職員を対象に実施をしております。さらには、ストレスチェックの結果を一定規模の集団、事務局、水道局全体に集計、分析することにより、高ストレスの労働者が多い部署が明らかとなり、この結果当該部署の業務内容や労働時間など他の情報と併せ評価を行い、仕事の量的、質的負担が高かったり周囲からの社会的支援が低かったり職場の健康リスクが高い場合に、職場の環境の改善などに活用しております。

次に、ストレスチェックの結果でございますが、高ストレス者と判定された場合、ストレス過多であることが直ちにメンタルの問題を引き起こすとは限らないと言われておりますが、このような状況を改善するため、医師のカウンセリングを勧めております。事務局、水道局では昨年度2名が医師のカウンセリングを受診しております。また、職場の健康リスク、仕事の負担による健康リスクと職場のサポートからの分析では100が基準で、100を超えるとリスクが高くなると言われております。事務局の分析は、99との結果で全国平均と同水準、水道局においては94と全国平均より低く、職場ストレス環境は比較的良好と言われる結果が出ております。

ストレスチェックについては以上でございます。

議長（新井利朗議員） 総務課長。

(引間宣行総務課長登壇)

引間宣行総務課長 小松議員のご質問にお答えいたします。

ストレスチェックに関してですけれども、まずチェック内容でございます。周囲のサポート、それから仕事のストレス要因、心身のストレス反応等、これらの細部にわたりまして全59項目ございます。その中に医師への面談の希望有無のチェックもございまして、昨年度の結果を見ますと高ストレス者8名おりました。そのうちの1名が医師への面談希望ということで、面談をしてもらっております。その後の対応といたしましては、医師への面談を希望した以外の職員に対しまして、個別に聞き取りや面談をしております。なお、ハラスメントの研修等も実施しております。広域全体でも昨年度講師に依頼をしまして実施しております。そして、消防では訓練等実施前に事前の打合せ等を行いまして、ハラスメントのないよう対応しております。今後も、ハラスメントがないよう取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 会計課長。

（手島 均事務局専門員兼会計課長登壇）

手島 均事務局専門員兼会計課長 ただいま小松議員の財産に関するご質問につきましてご答弁をさせていただきます。

今回の決算より、し尿処理を組合の共同処理といたしています。そのため組合の財産の掲載方法につきましては土地を所管する施設ごとに区分し計上しており、し尿3施設につきましても、これまでと同様に施設ごとに区分をし計上することといたしました。これに対しまして、し尿（政策課分）につきましては、施設を所管していないものから地方自治法施行規則に基づき、それを参考にいたしまして地目ごとに計上することといたしましたものでございます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 1番、小松穂波議員。

1番（小松穂波議員） 各ご答弁いただきまして、ありがとうございます。

私のほうからちょっと数点また質問させていただきたいのですが、こちらストレスチェック、そしてメンタルヘルスの関係ご答弁、管理課長、そして総務課長ありがとうございます。こちらなのですが、水道局が2名医師のカウンセリングを受けている、そして消防のほうが高ストレス者8名で、1名が医師の面談はカウンセリングを受けているということだと思っております。今現在休職者はいらっしゃるのでしょうか、教えていただければと思います。

議長（新井利朗議員） 管理課長。

濱田雅之事務局次長兼管理課長 小松議員の再質問にお答えします。

休職者は、事務局、水道局におきましては現在おりません。

以上です。

議長（新井利朗議員） 総務課長。

引間宣行総務課長 ただいまの人数についてでございます。現在1名の職員が休職中でございます。

議長（新井利朗議員） 1 番、小松穂波議員。

1 番（小松穂波議員） ありがとうございます。分かりました。

ハラスメントの研修をちょっと触れてみたいのですが、こちらハラスメントの研修の件も、主要な施策の成果報告書の11ページに先ほどのストレス度チェック、そしてハラスメントの研修の内容について触れられております。こちらストレス度チェックのところでは調査を実施したということだけだったので、ちょっと内容のほうを先ほど確認させていただきました。また、このハラスメントの研修も全職員が行っているということなのですが、これを研修したことによって職員の意識改革はどのように進んでいるのか、できる範囲で結構ですのでお答えいただけますでしょうか。よろしくお願いたします。

議長（新井利朗議員） 管理課長。

濱田雅之事務局次長兼管理課長 小松議員のご質問にお答えします。

ハラスメント研修につきましては、全員研修を受講しております。これによりまして、職員一人一人がハラスメントについての知識を得たことによりまして、研修前よりも日頃の言動に注意するとともに、上司と部下あるいは男性職員と女性職員間など職員に関する相互理解を深め、ハラスメント防止に努めておるものと理解しております。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 総務課長。

引間宣行総務課長 職員についてですが、職種柄大変厳しい部分も必要でございますので、そのオンとオフをしっかりと見極め、理解をしながら取り組んでいるところなのでございますが、職員の中でも結構な人数で浸透しているところでございます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） ほかに質疑ございませんか。

5 番、本橋貢議員。

5 番（本橋 貢議員） 5 番、本橋です。自分のほうから 1 点だけお伺いしたいのですが、44、45 ページなのですが、使用料及び賃借料ということで消防本部庁舎敷地賃借料、これ前にもどなたか伺ったかもしれませんが、この詳細についてお伺いできればと思います。よろしくお願いたします。

議長（新井利朗議員） 総務課長。

（引間宣行総務課長登壇）

引間宣行総務課長 ただいまの本橋議員の質問にお答えいたします。

地所の関係ですが、現在 6 名の方にお支払いをしております。なお、この金額でございますが、上半期、下半期に分けての年間 883 万 5,000 円の支払いとなっております。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 5番、本橋貢議員。

5番（本橋 貢議員） ありがとうございます。詳細ということで、もう少しお伺いしたいと思うのですが、6名の地権者の皆さんは、上半期、下半期ということで、それぞれ坪単価とか、そういったところも分かれば教えていただきまして、そして契約更新ということがあると思うのですが、何年契約でそれやっているのか、また契約更新のときには更新料とか発生するのか、それについてお伺いしたいと思います。

議長（新井利朗議員） 総務課長。

引間宣行総務課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

坪単価については控えさせていただきます。また、更新の際には、以前買取りについてのご質問もあったようなのですが、その辺のチェックをさせていただきながら更新をしているところでございます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 5番、本橋貢議員。

5番（本橋 貢議員） ありがとうございます。何年契約で更新されているのかと、更新するときには更新料が発生するのか、そこは分かりますか。坪単価についてはということでありましたけれども、あとはその6人の地権者の方、みんな統一した料金なのか、そこもお伺いできればと思います。

議長（新井利朗議員） 総務課長。

引間宣行総務課長 更新につきましては、2年に1回の更新となっております。金額については地権者によって若干違った面がございます。更新料はなしでございます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

本案はこれを認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(新井利朗議員) 総員起立であります。

よって、議案第18号は認定することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時40分

議長(新井利朗議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(新井利朗議員) 次に、議案第19号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(野澤好博事務局長登壇)

野澤好博事務局長 議案第19号 令和6年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2回)につ
きましてご説明申し上げます。

本補正予算は、令和5年度一般会計決算に係る繰越金の歳入補正のほか人件費及び事業費に係る
歳出補正を行いたいものでございます。

補正予算書の1ページを御覧ください。本補正は、第1条にありますように歳入歳出現計予算額
40億638万3,000円に歳入歳出それぞれ1億2,675万3,000円の増額補正を行い、補正後の予算額を
41億3,313万6,000円としたいものでございます。

それでは、歳入歳出補正の内容を補正予算書事項別明細書でご説明いたします。

8、9ページをお開きください。歳入は、第5款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金を1億2,675万
3,000円増額し、補正後の額を2億2,675万3,000円とするものでございます。議案第18号で認定をい
ただきました令和5年度秩父広域市町村圏組合一般会計決算に伴う決算剰余金の2億2,675万
3,517円から、令和6年度当初予算の繰越金に計上しました1億円を差し引いた金額でございます。

次に、10、11ページをお開きください。歳出は、会計年度任用職員を除いた本年度の人事異動に
伴い生じた人件費補正と一部の事業費補正でございます。各費目の人件費補正内容につきましては、
この後ご説明を申し上げますが、人件費を総額で1,158万円減額、職員手当等を総額で155万4,000円

増額、共済費を総額で182万9,000円増額でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費につきましては、給料、職員手当等、共済費の職員人件費を171万1,000円増額、第13節使用料及び賃借料では、事務局及び消防職員へ貸与するノート型パソコンの更新事業費確定に伴い59万7,000円を減額し、補正後の額を1億5,743万5,000円としたいものでございます。

第3款民生費、第1項福祉費、第1目介護認定審査会費につきましては、人件費を133万7,000円減額し、補正後の額を5,664万8,000円に、第2目自立支援審査会費は、人件費を1万6,000円減額し、補正後の額を1,245万3,000円に、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第4目斎場費につきましては、人件費を45万4,000円増額し、補正後の額を9,502万円としたいものでございます。

12、13ページをお開き願います。第4款衛生費、第2項清掃費、第1目清掃総務費につきましては、人件費を442万9,000円減額し、補正後の額を9,631万7,000円に、第2目クリーンセンター費につきましては、人件費を132万円増額、第10節需用費では飛灰搬出装置の故障により焼却炉を停止し、併せて発電設備を停止したため、購入する電気使用量が増加したことから光熱水費を279万5,000円増額し、補正後の額を5億9,860万1,000円に、第3目環境衛生センター費につきましては、人件費を98万2,000円減額し、補正後の額を1億4,805万9,000円に、第5目し尿総務費は、人件費を65万5,000円増額し、補正後の額を4,573万5,000円としたいものでございます。

14、15ページをお開き願います。第6目清流園費は、人件費を5万5,000円減額し、補正後の額を2億6,291万1,000円に、第7目溪流園費は、人件費を7万9,000円増額、第14節工事請負費では、処理水の希釈及び機器類の洗浄用に取水した水を場内に供給するためのポンプの交換工事に伴い214万5,000円を増額し、補正後の額を9,066万1,000円に、第8目小鹿野し尿処理センター費は、人件費を3,000円増額し、補正後の額を1億932万5,000円としたいものでございます。

次に、第5款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費につきましては、人件費を560万円減額、第10節需用費では、被服貸与品について支給対象職員の増加に伴い消耗品費を29万1,000円増額し、補正後の額を14億1,719万7,000円とし、第2目消防施設費につきましては、第12節委託料、本部庁舎建築物環境衛生管理等業務委託の事業費確定に伴い179万円を減額、第14節工事請負費では本部庁舎3階指令センター機械室の空調機不具合により、機器の交換工事が必要となったことから110万円を増額し、補正後の額を2億3,759万6,000円としたいものでございます。

次に、第8款予備費、第1項予備費、第1目予備費につきましては、1億3,100万6,000円増額し、補正後の額を1億6,364万9,000円としたいものでございます。歳入補正の1億2,675万3,000円と歳出補正の第2款総務費から第5款消防費までの計425万3,000円の減額分との合計でございます。

歳出合計で、歳入合計と同額の1億2,675万3,000円の増額補正となります。

最後に、16ページから給与費明細書となりますが、説明は省略させていただきます。

以上で議案第19号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（新井利朗議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（新井利朗議員） 総員起立であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（新井利朗議員） 次に、議案第20号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

（北堀史子水道局長登壇）

北堀史子水道局長 議案第20号 令和6年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第2回）についてご説明申し上げます。

議案書の3ページを御覧ください。今回の補正は、負担金、委託料、工事請負費等の収入及び支出の変更と継続費の変更、債務負担行為を新たに設定するものでございます。

まず、第1条は省略いたしまして、第2条は業務の予定量のうち（4）、主要な建設改良事業について、補正額に基づき記載をしております。

次に、第3条は収益的収入及び支出についての補正でございます。収益的収入の第1款第2項営

業外収益でございますが、2,691万5,000円を増額するものでございまして、建設改良費の補正に伴う消費税及び地方消費税還付金の増額、定住自立圏負担金の増額によるものでございます。

次に、収益的支出の第1款第1項営業費用でございますが、1,550万3,000円を増額するもので、遠方監視システム整備業務委託料及び動力費等を増額するものでございます。

次に、第4条は資本的支出についての補正でございます。第4条の冒頭の記述は、資本的収入が資本的支出に不足する額の補てん財源に関する内容を、それぞれの項目と金額について補正するものでございます。

資本的支出につきましては、第1款第1項建設改良費8,142万3,000円を増額するものでございまして、継続事業について工事の進捗状況に鑑み、年割額及び実施期間の見直しをしたこと、また皆野町地区における交差点整備工事に伴う配水管布設替え工事を新たに追加計上したこと等によるものでございます。

次に、第5条は継続費の補正でございまして、5ページの第1表、継続費補正のとおり、3件の継続事業につきまして総額、実施期間及び年割額の見直しをしてございます。

次に、第6条につきましては債務負担行為を計上するものでございまして、新たに予算第6条として債務負担行為を18件計上しております。

4ページを御覧ください。1段目の水道施設緊急対応及びポンプ・水質計器保守点検業務委託につきましては、令和7年度当初からの業務開始と3年間の長期継続契約を締結することを目的とし、令和6年度から令和9年度までの債務負担行為を計上しております。

2段目以降は、令和7年度実施工事に対し、現年度令和6年度中に予算額ゼロ円の、いわゆるゼロ債務負担行為を設定し、入札、契約等の手続を現年度中に行い、新年度早期の着工を図るものでございます。今回議案にございます17件を計上させていただきました。

以上で議案第20号の説明を終了いたします。別冊の水道事業会計補正予算案第2回説明書と併せて御覧いただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（新井利朗議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長（新井利朗議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長（新井利朗議員） 総員起立であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（新井利朗議員） 次に、議案第21号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

消防長。

(加藤好一消防長登壇)

加藤好一消防長 議案第21号 消防救急デジタル無線設備整備事業に係る不法行為による損害賠償請求訴訟の和解についてご説明申し上げます。

議案書6ページ、7ページを御覧ください。本議案は、消防救急デジタル無線設備整備事業に係る不法行為による損害賠償請求訴訟において、和解を行いたいことを地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めたいものでございます。

消防救急デジタル無線設備整備事業に係る不法行為による損害賠償請求訴訟の概要について、当消防本部が平成25年6月28日に入札を実施した消防救急デジタル無線設備整備事業において、同整備事業を公正取引委員会が排除措置命令及び課徴金納付命令の対象としたことから、当消防本部は不当に競争を制限し、公正な価格の入札を妨げたものと判断し、令和2年5月の組合議会臨時会において議決をいただきました。同年7月15日に株式会社富士通ゼネラル、沖電気工業株式会社、日本電気株式会社、日本無線株式会社、株式会社日立国際電気、パンフィックシステム株式会社、扶桑電通株式会社の7社に対して損害賠償請求の訴えを東京地方裁判所へ提起いたしました。

訴状提出以降、第14回期日まで進んだところで、令和6年3月14日に東京地方裁判所から話し合いによる解決を視野に入れるとのことで和解協議を進めてまいりました。和解協議を重ねる中で、令和6年8月1日に東京地方裁判所から和解勧告が示されました。当消防本部としては、裁判所からの和解勧告であることを重く受け止めるとともに、早期の損害の回復が重要であると判断いたしました。また、代理人弁護士の見解として、被告等に責任がある前提の下での和解勧告であり、妥

当な和解金であるのご助言をいただいたことから、次の内容で和解したいものでございます。

和解の概要として、(1)、被告、株式会社富士通ゼネラルは、原告に対し、和解金として金1,700万円の支払い義務のあることを認める。(2)、被告、株式会社富士通ゼネラルは、原告に対し、前項の金員を令和6年12月30日限り、原告の指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告、株式会社富士通ゼネラルの負担とする。(3)、原告は、その余の請求を放棄する。(4)、原告及び被告らは、原告と被告らとの間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。(5)、訴訟費用は各自の負担とする。

以上で議案第21号の説明を終了します。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（新井利朗議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（新井利朗議員） 総員起立であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（新井利朗議員） 次に、議案第22号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

消防長。

(加藤好一消防長登壇)

加藤好一消防長 議案第22号 財産の取得についてご説明申し上げます。

議案書8ページを御覧ください。本議案は、秩父広域市町村圏組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めたいものでございます。

現在、東西南北4つの分署にそれぞれ配備されている小型支援車は、配備から25年以上経過し老朽化が著しくなったため、災害出動等に支障を来す前に更新整備を図りたいものでございます。

軽ワンボックス型をベースに四輪駆動とし、乗車定員4人の消防用緊急車両となります。現在使用している小型支援車にはない装備として、担架等の長さのある資機材を搬送することができるよう、助手席と後部座席をリクライニングさせたとき、荷室との段差を解消するための艤装を行います。

取得金額につきましては、4台で2,619万7,600円でございます。令和6年8月15日に7者による指名競争入札を執行し、落札者が埼玉消防機械株式会社本店となりましたので、契約したいものでございます。

以上で議案第22号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(新井利朗議員) 以上で説明が終わりました

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と言う人あり)

議長(新井利朗議員) 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(新井利朗議員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(新井利朗議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長（新井利朗議員） 総員起立であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決することに決しました。

○閉会の宣告

議長（新井利朗議員） 以上で今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもって令和6年第3回秩父広域市町村圏組合議会11月定例会を閉会いたします。

閉会 午後 零時05分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年11月15日

議 長 新 井 利 朗

署名議員 清 野 和 彦

署名議員 内 田 均

署名議員 本 橋 貢